

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会（任意）

第2回協議会 会議録要旨

日 時 平成 14 年 4 月 22 日（月） 午後 3 時～  
場 所 津リージョンプラザ 2 階 健康教室  
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、白山町の  
各市町村長及び市町村議会の代表者、一志町長  
三重県津地方県民局長

---

会 長 今日はお忙しいところありがとうございます。

会議に入ります前にご報告いたします。嬉野町さんと美杉村さんの加入についての話です。ずいぶんと地元でいろいろとご協議をお願いした結果であろうと思います。私のところにいらっしゃいましたのが 16 日でございました。笹井町長さんと結城村長さんと議会の方とお見えになりまして、この任意の協議会に参加をしたいとお話がありました。もとより、みなさん方と今までお話をしておりましたところ、どうぞそれぞれの団体の方とよくお話をさせていただき、少し時期が遅れてもどうぞ一緒になって勉強しましょう、任意の協議会を進めていきましょうと、私はそのように心得ておりましたのでどうぞと・・・ところがというのが、ひとつございましてこの協議会で、私はみなさん方に経費をご負担いただき、職員も出していただきたいと申し上げて参りました。ですが、経費は出すけれども、人は一志郡内の勉強会、それから嬉野町さんは松阪のほうにもというようなこともこれあり、少し勘弁してもらえないだろうかというお話がありました。それで私はこんなふうに申し上げました。みなさん方がということで職員をお出しになって、協議会を進めていくということです。もちろん協議会でいろいろと勉強をかねていくということも大事でございますし、そのための職員ではあるわけがありますし、またひとつはそれぞれの団体のつながりを一つ一つ大事にしたところの職員さんでありますので、せっかくご一緒になっていただくのであれば大変でしょうけれども、これは将来のための一つの大事な投資と思われて、是非、職員を出していただくといことでご参加になってはいかがですかと申し上げました。それでも、職員派遣は大変なんでというふうに申されるのであれば、私はみなさん方にお諮りをして、そしてこの会議の態度を決めるということだったのかもわかりませんが、そこまでおっしゃられずに、よく町内村内で話し合われるということでお帰りになられました。翌日に、嬉野町さん、翌々日に美杉村の村長もみなと一緒にかたちで職員も派遣するからというふうなお話でございまして、是非一緒にというふうに申し上げました。今日はこの場所にはいらっしやいませんが、私は是非いらっしやってはどうかと思っただけですけれど

も、前回から今日ということで今日はみえてません。それですので私が皆様方のお話をお聞きしたいと思っております。ですから、嬉野町さんは松阪の方にもお入りになるでしょうし、一志郡内での勉強会もやはりやっていかれると思いますけれども、かねがね、任意協議会のあり方といたしまして、例えば嬉野町さんが松阪等でご自分の町のあり場所を考えになるのは、あえて私も否定はいたしておりませんし、そういう論議をされるなら是非していただいて、結果を法定協議会までにと考えております。前回の3月28日のかたちから、こういうふうになったことをみなさんにお伝えします。よろしゅうございましょうか。それで、お認めいただけましたならば、今日は前回の少し保留となっております合併重点支援地域の県への申請の話となります。それから新しくいらっしやっただいておりますので、ご紹介をいたします。それから、みなさん方からの負担金をお預かりして、任意の協議会を運用してまいりますので、事は少し堅苦しいかもわかりませんが、事務を進めていきます手続きでありますとか、公金を扱っていく手続きでありますとか、そういうことは最初にきちんとしておきたいと思っておりますので、任意であっても思っておりますので、そういう手続きも今日はお諮りしたいと思っております。それでは、新しい方の紹介をさせていただきますので、それが済みましたら私が今日合意いただく議事について精査していただきますのでよろしく願いいたします。

事務局 それでは、事項書に添いまして会議を進めさせていただきたいと思っております。

まず、新しい協議会委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。芸濃町さんで議会の特別委員会の委員長さんが協議会の方に来ていただくというお申し出をいただいております。本日は、前の議長さんがお越しいただいておりますが、次回から、特別委員長の柴田春生様がお出席なさるとお聞きしております。

それから4月1日の異動に伴いまして、津地方県民局長が新しく変わられました。陣田幸治様でございます。もしよろしければ、一言ご挨拶いただければありがたいのですが。

県民局長 この4月1日に津地方県民局長に就任いたしました陣田でございます。よろしく願いいたします。

事務局 どうもありがとうございます。今後ともいろいろご助言ご指導の程よろしく願いいたします。続きまして、4月1日から事務局を設置いたしました。その事務局の職員につきまして、この場をお借りしまして紹介させていただきたいと思っております。

(順次紹介)

それでは、議事に入りたいと思っております。会長、議長席によろしく願いいたします。

議長 それでは、早速でございますが4月から事務局を動かしておりますので、必要

な事を専決させていただきます。事務局設置に伴います点でありますけれども、ご報告を申し上げますので、聞き取りをいただきたいと思っております。それでは川上さんよろしく申し上げます。

事務局長 報告第1号、報告第2号、専決処分の承認についてでございます。

報告第1号及び第2号につきまして、一括してご説明申し上げます。

4月1日、協議会規約第13条第1項、第2項及び第3項の規定により、当協議会の事務局を設置いたしましたことに伴いまして、事務局を運営していくについての規程に制定が必要となったところですが、協議会を開催する暇がなく、緊急を要したため規約第13条第4項の規程により、「津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会事務局規程」及び「津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会予算事務取扱規程」を定め、4月1日をもって施行いたしましたので、本協議会に報告するものでございます。

まず、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会事務局規程につきまして内容をご説明いたします。

この規程の趣旨であります。協議会規約第13条の規定に基づき、協議会の事務局について必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、事務局の所掌事項を定め、第3条におきまして事務局内の職制及び職務を定めております。そして、第4条におきまして、事務局に置く職及び職務権限等につきまして、別に定めるもののほか、会長が属する市町村の規定を準用することとしております。

第5条におきまして、会長の決裁事項を定め、第6条におきまして事務局長の専決事項を定めております。

第7条では文書の取扱を、第8条では公印の取扱を定め、それぞれ会長が属する市町村の規定を準用することとしております。

第9条では、職員の勤務条件につきまして、会長が属する市町村の例によることとしております。

第10条では、職員の給与等については、それぞれ派遣する市町村の負担とし、旅費につきましては会長の属する市町村の例により、協議会が支給することと定めております。

つぎに、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会予算事務取扱規程につきましてご説明いたします。

第1条におきまして、この規程の趣旨として、協議会の予算に係る事務の取扱について必要な事項を定めることとしております。

第2条におきましては、歳入歳出予算の内容を定め、毎会計年度ごとに、予算を調整し、年度開始前に協議会の会議の議決を経なければならないと定めております。

第 3 条におきまして、会長は必要が生じたときは、補正予算を調整し、協議会の会議を経なければならないと定めております。

第 4 条では、予算の構成市町村への送付について、第 5 条では歳入歳出予算の款項の区分を定めております。

第 6 条では、協議会の出納及び現金の保管について、第 7 条では協議会出納員について定めております。

第 8 条では、予算の流用及び充用の手続きを、第 9 条では決算等の手続きを、第 10 条では協議会の予算に係る収入及び支出の手続きについて定めております。

第 11 条におきまして、この規程に定めるもののほか、協議会の予算に関して必要な事項は会長が属する市町村の例に準拠して、会長が会議に諮って定めることとしております。

以上で説明を終わります。両規程の承認につきましてよろしく願い申し上げます。

議 長 内容は、今聞いていただいたとおりであります。最初のごあいさつでも申し上げましたけれども、諸規程を決めておきたかったのと、中身の内部につきまして私どもの津市のルールによって進めていきたいと思っております。公印等もいるのかなと思って定めてありますけれども、かたちも必要ですけれども、そういったことになるべくお金をかけないようにしていきたいと思えます。

何かご質問ございましたら、よろしゅうございましょうか。

それではただ今、報告をいたしました専決処分の承認についてお認めいただけますでしょうか

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、次に入らせていただきます。

次は、現金保管金融機関の指定についてでございます。それでは、説明いたします。

事務局長 議案第 5 号現金保管金融機関の指定について、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会に属する現金を保管する金融機関の指定についてご説明いたします。

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会予算事務取扱規程第 6 条第 2 項の規程により、協議会の議を経る必要があります。

金融機関の指定につきましては、事務局が収入・支出の事務を執行するに当たり、事務局にとりまして位置的に利便性があり、さらに会長市の指定金融機関でもある百五銀行津市役所出張所に定めたいと思えます。

よろしくご協議の程、お願いいたします。

議 長 ただ今お諮りをいたしましたのは、百五銀行の津市役所出張所に金融機関を定めたいということですが、どうでしょうか

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次は、まだ少し諸規程がございます。その内容は、幹事会規程等でございますが、それでは一括してご説明いたします。

事務局長 それでは、議案第 6 号、議案第 7 号について一括して申し上げます。

議案第 6 号津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会幹事会規程(案)につきましてご説明いたします。

まず、この規程の趣旨であります。第 1 条にありますように設立総会においてご承認いただきました合併問題協議会規約第 8 条第 3 項の規定により、市町村合併問題について、特定事項を調査研究するために設置するもので、その組織及び運営につきまして必要な事項を定めるものでございます。

次に第 2 条に置きまして、幹事会に幹事長及び副幹事長 1 名を、委員の互選により定めようとするものであります。

次に第 3 条で幹事会の会議の運営について定めております。

次に第 4 条では、調査研究に必要な作業を行う専門部会及び分科会の設置について定めるものです。

その他必要な事項は、幹事会の会議に諮って定めようとするものであります。

続きまして議案第 7 号、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会専門部会及び分科会に関する要綱(案)につきまして、ご説明いたします。

この要綱の設置の趣旨は、第 1 条において、先ほどご説明いたしました幹事会規程第 5 条の規定に基づき、幹事会の専門部会及び分科会について必要な事項を定めるものであります。

第 3 条では、協議会規約第 8 条第 1 項の規程による所掌事項を定め、第 4 条及び第 5 条では、専門部会の構成等を定めております。

続いて第 6 条から第 8 条におきまして、専門部会の会議の運営について定めるものであります。

そして、第 9 条では、第 2 条から第 8 条までの規定を、分科会について準用して施行していこうとするものであります。

以上で、議案第 6 号、議案第 7 号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご協議の程、お願い申し上げます。

議長 ただ今、お諮りをいたしましたのは、私たちメンバーでいろいろご協議を申し上げるんでしょうけれども、何分具体的な事やら、お忙しい皆様方でございますので、幹事会を作りまして具体的にすぐという提案でございます。いかがでございますでしょうか

(異議なし)

それでは、恐れ入りますが課長さんとしっかりと考えを合わせていただきまし

て対応に支障のないようにと思います。ありがとうございました。

それでは、次が今日のいろいろとご議論いただく合併重点支援地域の指定についてお諮りをいたしたいと思います。経過等々は前回でご議論いただきましたのでご承知かと思えますけれども、改めまして事務局から説明をさせまして、前回早くやろうじゃないかとおっしゃっていただいた方と、それから、少し考えさせてという方がいらっしやいましたから、また説明を聞いていただきましてその後のお考えなり、様子を、ご発言いただきたいなと思います。それではまず、川上さんお願いします。

事務局長 それでは、議案第 4 号合併重点支援地域の指定に係る要望についてご説明いたします。

合併重点支援地域については、『『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取り組み（指針）』に基づき、都道府県知事が指定することとなっております。指定を受ける要件といたしましては、

- 1 地域住民の間で合併に向けた気運が盛り上がっている地域
- 2 合併協議会又は市町村合併特例法に基づかない任意の協議会等が設置されている地域
- 3 関係市町村で合併に向けた取り組みがなされており、地域内の一部の市町村から都道府県に対して要請がなされた地域となっております。

支援策の内容といたしましては、

- 1 国・県が行う啓発事業の重点的实施
    - ・ シンポジウム、講演会の開催
    - ・ 住民意向調査の協力実施
    - ・ 住民への啓発事業
    - ・ 有識者の派遣
  - 2 県から合併協議会に対する人的支援
    - ・ 合併協議会へ学識経験者としての参加
    - ・ 事務局への職員の派遣
  - 3 県による調査研究への支援協力
    - ・ 市町村財政の長期見通し作成の支援
- などがございます。

本圏域におきましては、合併問題協議会が設立され既に要件は満たしており、委員の皆様のご同意が得られますれば、今回の協議会が終了後速やかに地域指定の要望をいたし、三重県等からの支援を受けたいと存じます。

よろしくご協議の程、お願いいたします。

議 長 少し、おさらいをさせていただきます。それでは、横山町長から伺っていきま

しょうか。

芸濃町長 少し意見だけまとめたんですけど、まず、協議会の事務局の運営などにお世話をかけております、近藤会長さんに深く感謝を申し上げます。

安芸郡としましては、本日の会議に向けて 4 町村長と議長、合併調査特別委員長で協議をいたしましたので安芸郡全体の意見としまして申し上げます。

安芸郡内では、現在市町村合併について住民のみなさんに説明を行い、住民の意見を把握している状況であり、十分な審議がなされておられませんので慎重な発言をしております。

さて、合併重点支援地域の指定につきましては、基本的には安芸郡としましては、県からの補助金や職員の派遣などの支援を受けながら調査研究をスムーズに進めていくために必要だと考えております。

しかし、合併重点支援地域の指定を受けたことにより、本協議会が合併に向けてまっしぐらに進んでいくのではなく、あくまで協議会規約にありますように「調査・研究」を行い、合併について検討を進めることを目的とした位置づけで協議会の運営をお願いいたしたいものでございます。

また、国や県からは、合併に向けての支援策が前倒しも含めて出されていますので、有効に活用することも大切ですが、合併をしなくてはならない、足かせになるような共通の事業は、しないように協議会としても慎重に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、ご迷惑をおかけしておりました安芸郡内の職員派遣ですが、5月1日からは芸濃町以外の各町村からもそろって職員を派遣させていただける状況になりましたのでよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。一志郡の方からは何かございませんでしょうか

一志町長 前回、発言した立場から。その後、重点支援地域というものの研究をいたしました。その趣旨からいって結構な事だと思っています。

議長 今、横山町長さんからお話のあった事が、会を運営していきます私へのご注文でもあったかなと思っております。お話にありましたように、今までから、まっしぐらに進むとも思っておりませんし、やはり我々団体の将来の大事な問題でございますので、この協議会でしっかりとその辺を議論いたしまして進めていきたいと思えます。そういう意味から、横山町長さんのご懸念はご無用にといたら言い過ぎかもしれませんが。それからやはり、いろんな支援策・事柄が私たちが物事を考えていく上に、変に足かせになってはいかんということも考えておりますのでそれは心得ますが、県も国も決してそんなことで合併重点支援地域の施策を出すとは思ってらっしゃいませので、今の事務局が説明をいたしましたそれぞれの支援策も我々が勉強していく、そして、住民のみなさん方にお話をしていくというこういって中で、より県の立場として市町村のためになればと。県から

陣田さんいらっしゃっていますので「うんうん」とおっしゃっていますから、心得ていただいていると思います。いかがでございますでしょうか。それでは、前回の少し保留となっておりました県への合併重点支援地域のお願いというのを進めさせていただきますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

お引き受けいただきまして、陣田さん何かお話がございましたら。

県民局長 申請をしていただくということで、今までの例から申し上げますと、申請をしていただいたら、だいたい県の方はすぐに作業にかからせていただいて、申請から指定まで期間的には多分一週間ぐらいでできるんじゃないかというふうになっております。それからもうひとつ先程、会長さんがおっしゃいましたように合併重点支援地域の規定というのは、地域の住民さんの意識をだんだんと進化させていくということにあるわけでございますけれども、その辺も私心得ております。

議長 何かこの協議会も、それから個々の団体も、またお願いにあがることが多いかと思えます。例えば、住民のみなさんにお話をするのに、いい講師の方を提案いただくとか、出前講座なんかをやっていただくとかいろんな事をお願いをすると思えます。既に、複数の地域が県にお願いをしておりますけれども、少しあとからになりましたけれども、やる以上の時間がございませんので住民の皆様方への話し合いなんかもどんどん進めていきたいと思えます。是非、ご支援をお願いいたします。

河芸町長 4号議案の事で少し。

議長 今、みなさんに異議なしとおっしゃっていただきまして、県にお願いをいたします。よろしゅうございましょうか。

河芸町長 はい。重点支援地域に関してちょっと疑問点だけ。

一志郡の勉強会は5町村なんですか

香良洲町長 いえ、私とこも含めて6町村です。

安芸郡も揃って入ってますし、一志郡もできれば揃ってということで、かねがねお話ししてたんですけども、三雲町はごらんの通り松阪圏ですんでこれはもういたしかたないということで、嬉野町と美杉村に入ってくれと、その代わりみなさんが要求している勉強会を私も戻ってしましようということでございますん

で。  
まだ、私のところも今の段階で、委員長と私とで意見が対立してまして、委員長は「行かん」、私は「行く」ということで、もめている段階でございますので

河芸町長 あと2点お伺いします。もう一つですね、嬉野町さんと美杉村さんは今日は欠席させていただきたいということですが、重点支援地域の考え方というのを

議長 失礼いたしました。ご報告が遅れまして。それも通知しました。



河芸町長 分かりました。というと、具体的に何も問題はないと

香良洲町長 それですね、はじめ情勢としてですね、美杉で勉強会を6町村揃ってやってほしいと。それは、それぞれの町村長の立場もあろうかということで、私は了解をしてきたんですけれども、まだ委員長と意見の調整がとれてませんので、これから説得せなあかんのですけど。ということです。

河芸町長 あともう一点、4号議案についてみなさんOKであれば、私この前の会議でも申し上げたんですが、是非、調査研究費を重点支援地域に入ったところに約四千六百万円の補助金枠がありますので、五番目だから、少しではというのではなくて、四千六百万円を五で割ると一千万くらいはあるということです、会長もいわれると思いますけど、ひとつよろしくご要望を申し上げます。

県民局長 はい

香良洲町長 私、一志郡からひとつ。名称に一志郡と入ってますんで三雲町が抜けてますんでよろしいでしょうか。

議長 いいんじゃないかな。あえて括弧してというのも。

香良洲町長 そうですか。はい。

久居市長 あえて発言しなくてもいいのかも分かりませんが、ちょっと気になるものから。先程の、横山町長さんの発言でちょっと気にかかる部分がありますので。当協議会としてですね、あくまでも特例法に基づきます、17年3月の時点内に合併をするという認識でいいのかどうか。ちょっと気になったものですから。

議長 私はそういう認識しております。ただ、みなさんの中でこれだけいろいろとこの任意の協議会で勉強した議論した、この協議会として多数といいましょうか、大方この任意の協議会をもって前へ行こう、そういう議論をしていこうというのは特例期限までにとっています。

久居市長 そういう認識なら私と一緒にするので。あくまでも、この期限内に合併するという認識でいいということですね。

議長 ですから、その期限に時間がないからというのでGOするんじゃないかって、やはりきちんとその期限をみて、そして議論をしてそんなふうにもう一度法定にというところでもう一つ大きなお諮りの仕方というのもあるとは思いますが。

一志町長 今のに関連いたしまして、これまでたびたびにわたりまして、どの時期にはどのような手続き、我々知ってきたようで知らない。会長さんひとつ局長さんもおいでのところでございますから、この時期にはこういう事、遅くともこれまではといったような段通りを今回我々確認してはどうでしょうか

議長 この間、市長会がございまして、県の部長がいらっちゃって、個々の協議会のスケジュールではありませんけれども、池田市長さんがおっしゃった期限までであればこうこうですよという、わりかし具体的に書いたデータをもらいました。町村会の方ではそういうのはなかったですか。

一志郡 ないです。

議長 そうですか。だったら私の資料がございますので、またコピーしてお渡ししたいと思います。そこには、わかりし具体的に書いてあります。

よろしゅうございましたら、みなさん方大事な時間でございますので、今日お話ししたかったのは、嬉野さんと美杉さんの件。それから、重点支援地域の申請の件でございました。いろいろといいご意見をいただきましてありがとうございました。これからもいろんな問題がでてくるとは思いますけれども、幸いいい職員の方をみなさん方こちらに派遣していただきましたので、力をお借りしつつ進めたいと思います。ありがとうございます。

事務局長 その他で3点ほど報告させていただきます。

事務事業実態調査についての説明でございますが

去る4月12日に構成市町村の合併担当部課長さんにお集まりいただきまして、事務事業実態調査の実施について説明をさせていただきました。

構成市町村の全事務事業について、事業項目ごとに行政サービスの実施根拠、サービスの現状、構成市町村間のサービス格差等を調査するもので、今後の合併問題を協議していくための基礎資料となるものと考えております。できあがり次第、協議会でご報告させていただきます。

現在、それぞれ構成市町村で調査をしていただいておりますが、今後2~3ヶ月で調査票を取りまとめたいと思いますので、構成市町村の職員の皆様にとりましては、大変ご負担をかけることになろうかと思いますが、よろしくご協力のほどお願いいたします。

次回第3回協議会でございますが、5月中旬を予定しております。

議案は、嬉野町、美杉村の協議会加入に伴う、諸規程の改正、補正予算案の協議、新事務局職員の紹介等で、議案の具体的内容につきましては、幹事会を開催して調整したうえで、ご提案申し上げます。

詳しい日程は調整のうえ、後日連絡いたします。

第1回合併問題協議会会議録が、出来上がっておりますのでご報告いたします。写しを配布いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。連絡事項は以上でございます。

議長 どうもみなさん、お忙しいところ本当にありがとうございました。

15時45分終了